

農業制度資金の ご案内

応援します！
あなたの農業経営



～農業者の皆様へ～

農業制度資金とは、農業者の方が農業を行うために必要な資金を
長期かつ低利で融通する制度です。

融資機関が貸し付ける資金に対して県が利子補給及び利子助成を
行うことで融資機関から低利で融資を受けられるものなどがあります。

農業経営の改善や新作物分野へのチャレンジなどの際に、
ご活用ください。

※このパンフレットは融資制度をご紹介しますもので、融資をお約束するものではありません。
融資対象要件を満たす場合でも、融資機関等の審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

清流の国 ぎふ

農業制度資金 一覧表

こんなときは、 こんな資金が利用できます		掲載ページ	対象者 (用語の解説は P9 をご覧ください)	融資機関	償還期限 (原則)	貸付限度額、融資率等
経営改善のための長期資金	農業近代化資金	P3	認定農業者 集落営農組織	・各 J A ・十六銀行 ・大垣共立銀行 ・高山信用金庫 ・東濃信用金庫 ・飛騨信用組合	15	個人 1,800 万円 (知事特認 2 億円) 法人 2 億円 共同 15 億円 融資率 80% (認定農業者及び集落営農組織 100%)
			その他の担い手 (集落営農組織を除く)			
	農業経営基盤強化資金 (スーパー L 資金)	P4	認定農業者	・公庫等	25	個人 3 億円 (特認 6 億円) 法人 10 億円 (特認 20 億円) [一定の場合 30 億円] 融資率 100%
	経営体育成強化資金	P5	その他の担い手 (任意団体を除く)		25	個人、農業参入法人 1 億 5,000 万円 法人 5 億円 融資率 80%
	農業改良資金	P5	六次産業化法、みどりの食料システム法の認定を受けた方等		12	個人 5,000 万円 法人 1 億 5,000 万円 融資率 100%
経営改善のための短期資金	農業経営改善促進資金 (スーパー S 資金)	P6	認定農業者	・各 J A ・十六銀行	1	個人 500 万円 法人 2,000 万円
経営改善その他	農業企業化特融資金	P6	知事が特に必要と認めた方	・各 J A 等	7	個人 600 万円 法人 3,000 万円 融資率 80%
新規就農	青年等就農資金	P7	認定新規就農者	・公庫等	17	3,700 万円 (特認 1 億円) 融資率 100%
	新規経営体育成資金	P7	認定新規就農者 農業参入法人	・各 J A	25	3,750 万円 (※経営体育成強化資金 80%の残り部分)
整理・経営安定	農林漁業 セーフティネット資金	P8	認定農業者 その他の担い手	・公庫等	15	600 万円 融資率 100%
	農業経営負担軽減支援資金	P8	主業農業者	・一部 J A	10	営農負債の残高

土地			施設・農業用機械				農畜産物の購入・育成				運転資金	担い手 育成		経営安定	災害	
農地等の取得	農地の賃借料の支払い	農地等の改良・造成	農舎・畜舎等の建設	加工・流通施設の設置	農機具の購入	養魚池・付帯施設の造成	牛・豚・鶏等の購入・育成	果樹の栽培・育成	花きや花木の植栽育成	品種の転換	種苗・肥料・農薬等の購入	農業技術等習得のための研修	新規就農の準備	経営再建や負債整理	災害による施設等の被害復旧	災害による経営資金の投入
	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●			●	
	●	●	●	●	●		●	●	●							
●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●		●	●	●
●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●		●		
	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●				
	●						●				●	●				
						●			●		●				●	●
	●	●	●	●	●		●	●	●		●		●			
●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●				
														●	●	●
														●		

※ 目的によって使える可能性のある資金に ● が付いています。詳しくは、各相談窓口にお尋ねください。

各資金の紹介

農業経営改善のための長期資金（農業経営改善関係資金）

農業経営改善関係資金とは、経営意欲と能力のある農業の担い手の方が経営改善を図ろうとする場合にご利用いただける資金で、農業近代化資金、日本政策金融公庫資金（農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農業改良資金）があります。

農業近代化資金

農業者の方が、経営改善のため、施設の取得や農機具・家畜等の購入をする場合や長期運転資金を必要とする場合などに、ご利用いただける資金です。

● 融資機関 各ＪＡ、十六銀行、大垣共立銀行、高山信用金庫、東濃信用金庫、飛騨信用組合

● 貸付対象者 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③主業農業者 ④農業参入法人
⑤家族経営協定締結者 ⑥集落営農組織 ⑦任意団体 ⑧農業協同組合等

● 融資条件等

<利率は、令和6年9月19日現在>

資金の使途		貸付利率	償還（据置）期間（年以内）				貸付限度額 及び融資率
			認定 農業者	認定 新規 就農者	左記 以外の 農業者	農業協同 組合等	
畜舎、果樹棚、農機具その他の農 産物の生産、流通又は加工に必要な 施設の改良、造成、復旧又は取得 【建構築物・農機具取得資金】	建構築物	年 1.30% ※認定農業者 の場合 年 0.65% ～ 年 1.15%	15 (7)	17 (5)	15 (3)	20 (3)	個人 1,800 万円 (知事特認 2 億円) 法人又は団体 2 億円 農業参入法人 1 億 5,000 万円 農業協同組合等 15 億円 融資率 原則 80%以内 〔認定農業者及び 集落営農組織 100%以内〕
	農機具		7 (2)	10 (5)	7 (2)	10 (2)	
果樹その他の永年性植物の植栽又は育成 【果樹等植栽育成資金】			15 (7)	17 (7)	15 (7)	15 (7)	
乳牛その他の家畜の購入又は育成 【家畜購入育成資金】			7 (2)	10 (5)	7 (2)	7 (2)	
事業費が 1,800 万円を超えない規模の農地又は 牧野の改良、造成又は復旧【小土地改良資金】			15 (7)	18 (5)	15 (3)	15 (3)	
農業経営の規模拡大、生産方式の合理化、農業 従事の態様の改善その他農業経営の改善に必要な 経費【長期運転資金】			15 (7)	17 (5)	15 (3)	対象外	
農村における給排水施設、農業者が居住する住 宅、水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、 造成、取得【大臣特認資金】			15 (7)	17 (5)	15 (3)	15 (3)	
診療施設等の農村の環境整備に必要な施設の改 良、造成又は取得【農村環境整備資金】			対象外	対象外	対象外	20 (3)	
災害により被害を受けた施設の復旧、新設、改 良又は種苗、肥料、薬剤等次期作付けに要する 運転資金【農業災害緊急支援資金】		年 0.20%	7 ～ 20 (2 ～ 7)				

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

認定農業者の方が、資金規模が大きく償還期間が長い資金を必要とする場合や、農地を取得する場合などにご利用いただける資金です。

ただし、ご利用は経営改善計画等に明示された具体的な経営改善事業の実施に必要な資金に限ります。

● 融資機関 日本政策金融公庫、公庫委託融資機関（P9 参照）

● 貸付対象者 認定農業者

● 融資条件等

<利率は、令和6年9月19日現在>

資金の使途		貸付利率	償還期間	据置期間	貸付限度額 及び融資率
資金の使途の例示	具体的事業内容の例示				
農地等の取得	○農地、採草放牧地の取得 ○未墾地の取得	年 0.65% ～ 年 1.30%	25 年以内	10 年以内	個人 3 億円 （特認 6 億円） 法人 10 億円 （特認 20 億円） [一定の場合 30 億円] 融資率 100%以内
農地等の改良等	○農地等の改良、造成、復旧、保全				
農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得	○農業生産用施設 ・農舎、畜舎、家畜排せつ物処理施設、蚕室、たい肥舎、農作物育成管理用施設、牧さく、排水施設、かん水施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、農機具、運搬用機具 ○経営管理用施設 ・農業労働力確保施設、事務用機器、事務所 ○生産・経営環境保全施設 ・畜産環境保全林、畜産物搬出道路、発電施設、農業生産環境施設				
農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得	○農産物乾燥施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設 ○需要開拓施設、地域資源整備活用施設、未利用資源活用施設 ○体験農業施設・交流促進施設 ○流通販売施設 ○観光農業施設				
借地権、施設等の利用権、特許権その他無形固定資産の取得等	○営業権、特許権、登録新品種にかかる権利、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ、水利権、電気ガス供給施設利用権、地上権、熱供給施設利用権、水道施設利用権、テナント権利金、自らの経営に密接に関係する法人に対する出資金その他の無形固定資産 ○調査研究、開発費その他の繰延資産				
家畜・果樹等の導入、借地料・賃借料の支払い その他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金	○家畜の購入・育成費 ○果樹等の新植・改植の費用及び育成費 ○農地等の借地料、事務所賃借料、機械・施設のリース料 ○規模・売上・販路の拡大、作目転換等に伴い必要となる初期的経営費用 ○個人経営を法人経営に移行させるために必要な資金（登記費用等） ○農業者が法人の構成員として営農するため、法人に参加するのに必要な資金（出資金等）				
負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金	○負債の整理 ○資本構成を是正するのに必要な資金等				

経営体育成強化資金

認定農業者以外の担い手農業者の方が、資金規模が大きく償還期間が長い資金を必要とする場合や、農地を取得する場合などにご利用いただける資金です。

- 融資機関 日本政策金融公庫、公庫委託融資機関（P9 参照）
- 貸付対象者 ①主業農業者 ②認定新規就農者 ③農業参入法人 ④家族経営協定締結者
⑤集落営農組織 ⑥集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者
- 融資条件等

<利率は、令和 6 年 9 月 19 日現在>

資金の使途	貸付利率	償還期間	据置期間	貸付限度額及び融資率
○前向き投資資金 ・ 農地又は牧野の改良又は造成 ・ 農地等の取得 ・ 農地等について、賃貸借その他所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合の、権利金の支払い又は当該権利の存続期間に対する対価の全額一時払い ・ 農機具、運搬用機具等についての賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額一時払い ・ 果樹の新植、改植又は育成 ・ オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の新植、改植又は育成 ・ 家畜の購入又は育成 ・ 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設その他の農業経営の改善に必要な施設等の改良、造成又は取得 ・ 農業経営の改善に必要な農業費等の費用 ・ 集落営農組織の法人化に際し必要となる当該法人の構成員の出資金	年 1.30%	25 年以内	原則 3 年以内 果樹の新植等の場合 10 年以内 認定新規就農者が農地等を取得する場合 5 年以内	次の①から③の合計額。 [ただし、以下の範囲内] 個人・農業参入法人 1 億 5,000 万円 法人・集落営農組織 5 億円 ①前向き投資資金 負担する額の 80% ②再建整備資金 個人 1,000 万円 法人 4,000 万円 ③償還円滑化資金 5 年間（特認 10 年間）において支払われるべき負債の合計
○償還負担軽減資金（貸付対象者①、②、④のみ） ・ 農業制度資金以外の農業経営に必要な資金を借り受けたために生じた負債の整理<再建整備資金> ・ 既往借入農業制度資金又は土地改良事業の負担金等の円滑な支払いに必要な資金<償還円滑化資金>				

※ 本資金のうち認定新規就農者及び農業参入法人が「前向き投資資金」を借り受ける場合、県が利子助成を行う制度を利用できます。詳しくは、(株)日本政策金融公庫岐阜支店農林水産事業にお問い合わせください。

農業改良資金

新作物分野や流通加工分野への進出を図りたい方や新しい技術を導入したい方などのための資金です。借入れには、申込時に提出する資金計画が農業改良措置（知事認定）に該当することが必要となります。

- 融資機関 日本政策金融公庫、公庫委託融資機関（P9 参照）
- 貸付対象者 ①農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等
②米穀新用途利用促進法の認定を受けた生産者等
③六次産業化法の認定を受けた農業者等
④みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等
- 融資条件等

資金の使途	貸付利率	償還期間	据置期間	貸付限度額及び融資率
○新たな農業部門の経営の開始 ○新たな加工の事業の開始 ○農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入 ○農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入	無利子	12 年以内	3 年以内 <特例> 上記③又は特定地域資金に該当する場合 5 年以内	個人 5,000 万円 法人・団体 1 億 5,000 万円 融資率 100%以内

農業経営改善のための短期運転資金

農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）

認定農業者の方が農業経営改善計画を達成するため、短期運転資金を必要とするときにご利用いただける資金です。

- 融資機関 各 J A、十六銀行
- 貸付対象者 認定農業者
- 融資条件等

<利率は、令和 6 年 9 月 19 日現在>

資金の使途	貸付利率	償還期間	貸付極度額
農業経営改善計画の達成に必要な以下に例示する短期運転資金 （ただし、既往借入金の借換えを除く。） ・種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費 ・肉用素畜、中小家畜等の購入費 ・小農具等営農用備品、消耗品等の購入費 ・営農用施設・機械の修繕費 ・地代（賃借料）及び営農用施設・機械のリース・レンタル料 ・生産技術、経営管理技術の修得費 ・市場開拓費、販売促進費等	年 1.65 %	1 年以内 農業経営改善計画中は、極度額等の範囲内で借換えが可能	個人 500 万円 法人 2,000 万円 [畜産、施設園芸の場合は、上記金額のそれぞれ 4 倍]

その他の経営改善資金

農業企業化特融資金

その他の経営改善などにご利用いただける資金です。

- 融資機関 各 J A 等、十六銀行、大垣共立銀行、高山信用金庫、東濃信用金庫、飛騨信用組合
- 融資条件等

<利率は、令和 6 年 9 月 19 日現在>

資金の使途	貸付対象者	貸付利率	償還期間	据置期間	貸付限度額及び融資率
○養魚池及び餌料庫等の付帯施設の造成に要する資金 ①	農業者	年 1.30 %	5～7 年以内		個人 600 万円 （特認 1,500 万円 ただし、①、②のみ）
○花き園芸に要する種子、苗木及び生産資材の購入に要する資金 ②			2～4 年以内		
○地域農業活性化資金 ・地域農業活性化に貢献している農業者が行う当該営農経費	市町村長が認めた農業者	年 0.20 %	6 年以内	1 年以内	法人 3,000 万円 農業協同組合等 5,000 万円 融資率 80%以内
○農業災害緊急支援特別資金 ・被害を受けた施設等の復旧、新設、改良 ・災害発生年度又は次期作付けに要する種苗、肥料、農業費等運転資金	被害証明書により市町村長の被害証明を受けた農業者のうち、知事が定める一定割合以上の被害のあった者				
○地域農業災害経営資金 ・天災資金発動から実際に貸付がされるまでのつなぎ資金 ・種苗、肥料、薬剤、農機具、家畜、温室等簡易な施設の復旧費、その他労賃、水利費、資材費等農業経営に必要な資金		年 1.30 %	3～6 年以内 （激甚災害 4～7 年以内）	なし	個人 200 万円 （激甚災害 250 万円） 法人 2,000 万円
○岐阜県家畜疾病経営維持資金 ・豚熱、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生により影響を受けた畜産農家が必要とする家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、継続及び維持に必要な営農経費	発生農家（経営再開資金） 制限区域内農家（経営継続資金） 制限区域外農家（経営維持資金）	無利子 ※	7 年以内	3 年以内	個人 2,000 万円 法人 8,000 万円 家畜ごとの単価による

※ 国と県からの利子補給により無利子となります。資金の詳細は、県畜産振興課にお尋ねください。

新たに農業を始めるための資金

青年等就農資金

新たに農業経営を開始する方が、認定就農計画の目標達成を図るための資金を必要とするときに、無利子でご利用いただける資金です。

- 融資機関 日本政策金融公庫、公庫委託融資機関（P9 参照）
- 貸付対象者 認定新規就農者
- 融資条件等

資金の使途	貸付利率	償還期間	据置期間	貸付限度額及び融資率
認定新規就農者が、認定就農計画の目標達成を図ろうとするのに必要な以下に例示する資金 ○設備資金 ・農地等の改良 ・農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得 ・農産物の加工処理・流通販売施設、観光農業施設等の改良、造成、取得 ○設備資金以外 ・創立費、開業費その他の繰延資産の取得等 家畜の購入・育成費、果樹等の新改植費・育成費、農地等の借地料、機械・施設のリース料、農薬費、その他の青年等就農計画期間中に必要となる初期的経営費用 ・法人成りに必要な登記費用	無利子	17 年以内	5 年以内	3,700 万円 (特認 1 億円) 融資率 100%以内

新規経営体育成資金

新たに農業経営を開始する方（認定新規就農者又は農業参入法人）が、就農の準備資金を必要とするときに、貸付当初 12 年間無利子でご利用いただける資金です。

- 融資機関 各 J A
- 貸付対象者 以下の要件を全て満たす認定新規就農者又は農業参入法人
 - ①日本政策金融公庫「経営体育成強化資金 (P5)」の貸付を受けられる方
 - ②原則、岐阜県農業信用基金協会の債務保証が利用できる方
- 融資条件等

資金の使途	貸付利率	償還期間	据置期間	貸付限度額
○前向き投資資金 ・農地又は牧野の改良又は造成 ・農地等の取得 ・農地等について、賃借権その他所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合の、権利金の支払い又は当該権利の存続期間に対する対価の全額一時払い ・農機具、運搬用機具等についての賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額一時払い ・果樹の新植、改植又は育成 ・オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の新植、改植又は育成 ・家畜の購入又は育成 ・農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設その他の農業経営の改善に必要な施設等の改良、造成又は取得 ・農業経営の改善に必要な農薬費等の費用	無利子 ※	25 年以内	3 年以内 果樹の新植等の場合 10 年以内 認定新規就農者が農地等を取得する場合 5 年以内	3,750 万円 (経営体育成強化資金 80%の残り部分)

※ 県からの利子補給により無利子となります。資金の詳細はパンフレットをご用意していますので、そちらをご覧ください。

災害時等の経営安定や負債整理のための資金

農林漁業セーフティネット資金

災害や経営環境の変化等により売上が減少し、経営に支障を来している農業者の方が、経営の再建・維持安定を図るときにご利用いただける資金です。

- 融資機関 日本政策金融公庫、公庫委託融資機関（P9 参照）
- 貸付対象者 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③主業農業者 ④家族経営協定締結者 ⑤集落営農組織
- 融資条件等

<利率は、令和6年9月19日現在>

資金の用途	貸付利率	償還期間	据置期間	貸付限度額及び融資率
○災害（台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害）により被害を受けた農業経営の再建に必要な資金	年 0.65% ～	15 年以内	3 年以内	(1) 600万円 (特認：年間経営費等の12分の6)
○法令に基づく行政処分（豚熱、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）により経済的損失を受けた農業経営の維持安定に必要な資金	年 1.15%			(2) 新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった者等 1,200万円 (特認：年間経営費等の12分の12)
○社会的・経済的環境の変化等（新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等）により経営状況等が悪化している場合に農業者の経営の維持安定に必要な資金				(3) コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった者等 600万円 (1)又は(2)の貸付金残高と通算しない 融資率 100%以内

※ 新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰による特例措置の最新状況は、融資機関へお問い合わせください。

農業経営負担軽減支援資金

意欲と能力を有しながらも、経済環境の変化などにより主に農業制度資金以外の資金による営農負債の償還が困難となっている農業者の方が、その償還負担の軽減を図るときにご利用いただける資金です。

- 融資機関 JAいび川、JAめぐみの、JAひがしみの、JAひだ
- 貸付対象者 次の要件を全て満たす農業者
 - ①農業経営の改善に取り組む意欲と能力を有している者であって、経営改善計画を作成し、その確実な実行と本資金の確実な償還が見込まれること。
 - ②農業所得が総所得の過半を占めていること。
 - ③借入希望者（60 歳以上の場合はその後継者）が、現に主として農業に従事しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。
 - ④現に約定償還金（元利）の一部の返還が可能であること。

- 融資条件等

<利率は、令和6年9月19日現在>

資金の用途	貸付利率	償還期間	据置期間	貸付限度額
○営農負債の借換えを行うのに必要な資金 (ただし、営農負債が農業制度資金を借り受けたために生じた負債である場合は、貸付利率が年 5.00%以下のものは対象外)	年 1.30%	10 年以内 (特認15年以内)	3 年以内	営農負債の残高

- ・ 農業近代化資金 （再掲）「農業災害緊急支援資金」P3
- ・ 経営体育成強化資金（再掲）「償還負担軽減資金」P5
- ・ 農業企業化特融資金（再掲）「農業災害緊急支援特別資金」「地域農業災害経営資金」P6

貸付対象者の解説

名 称		解 説
認定農業者		農業経営改善計画の認定を受けた農業者及び認定を受けた農業を営む法人の構成員又はその構成員になろうとする者で、簿記記帳を行っている者又は簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者
主業農業者	個人の 場合	以下の全ての要件を満たす農業者 ①農業所得が総所得の過半を占めている、又は農業粗収益が 200 万円以上であること ②主として農業経営に従事する青壮年の家族農業従事者がいること ③ 60 歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む）しており、かつ、将来においても主として農業に従事することが見込まれること ④簿記記帳を行っている又は簿記記帳を行うことが確実と見込まれること （※セーフティネット資金にあっては①の要件のみ）
	法人の 場合	以下の全ての要件を満たす農業を営む法人 ①農業に係る売上高が総売上高の過半を占めている、又は農業売上高が 1,000 万円以上であること ②常時従事者（農地法第 2 条第 3 項第 2 号ホに規定する常時従事者をいう）である構成員がいること ③簿記記帳を行っている又は簿記記帳を行うことが確実と見込まれること （※セーフティネット資金にあっては①の要件のみ）
認定新規就農者		青年等就農計画の認定を受けた農業者
農業参入法人		原則として 5 年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人であって、経営開始後決算を 2 期終えていないもの
家族経営協定締結者		家族農業経営協定を締結している経営主以外の農業者で、経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつその部門の経営の危険負担及び収益の処分権がある者
集落営農組織		以下の全ての要件を満たす法人格を有しない任意団体であって農業を営むもの ・ 目的、構成員の資格等を定めた定款又は規約を有していること ・ 一元的に経理を行っていること ・ 原則として 5 年以内に農地所有適格法人に組織変更する目標を有していること ・ 農用地の利用の集積の目標を定めていること ・ 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること
任意団体		集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、農業者が全構成員の過半を占めるものであって、目的、構成員の資格等を定めた定款又は規約を有しているもの

その他の担い手

公庫委託融資機関

日本政策金融公庫が業務を委託する融資機関は次のとおりです。

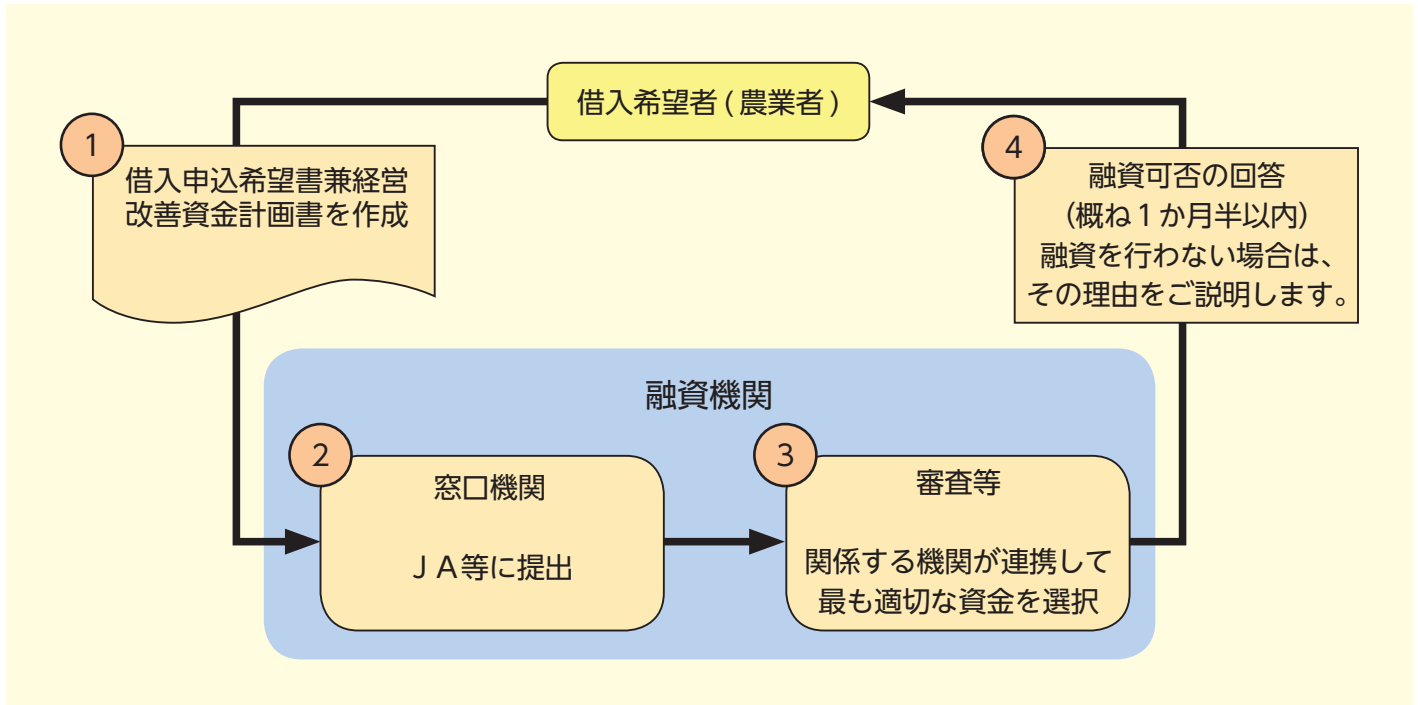
- 各 J A（岐阜県信用農業協同組合連合会含む）
- 十六銀行
- 大垣共立銀行（※）
- 岐阜信用金庫（※）
- 大垣西濃信用金庫
- 高山信用金庫
- 東濃信用金庫（※）
- 関信用金庫
- 八幡信用金庫（※）
- 飛騨信用組合



※ 経営体育成強化資金のうち負債整理資金を含むもの及び農林漁業セーフティネット資金のうち災害又は法令等に基づく処分に係るものを取扱対象としていない融資機関

資金の借入手続

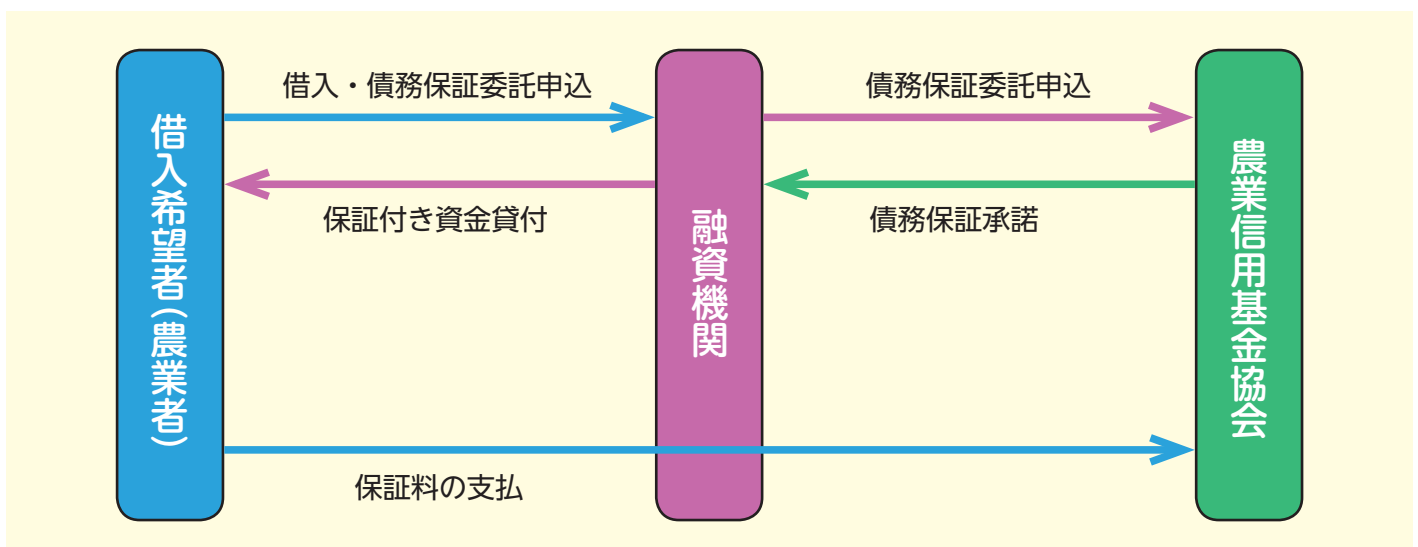
- 借入手続は、各資金によって異なりますが、農業経営改善関係資金（農業近代化資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、青年等就農資金）については、次のとおりです。
- 借入にあたって必要となる経営改善資金計画などの作成でお困りの際は、農林事務所（農業普及課）にご相談ください。



※ この図は、融資の可否の回答までの大まかな手続を示したものです。
具体的な手続については、JA等の融資機関や県の機関までお尋ねください。

債務保証制度

- 農業者の方がJA等の融資機関から融資を受けるとき、保証料をお支払いいただくことにより、岐阜県農業信用基金協会がその債務を保証する制度があります。
- 保証料や取扱いの詳細については、岐阜県農業信用基金協会、JA等にお尋ねください。
- 日本政策金融公庫資金（公庫直接貸付の場合）は、債務保証制度は利用できません。



農業制度資金の借入の際は次の点にご注意ください

1 お早めにご相談ください

農業制度資金は、審査、借入手続に時間を要します。資金の借入の予定がありましたら、お早めに農林事務所や融資機関にご相談ください。

2 事前着手はできません

貸付決定又は利子補給承認前に事前着手した場合や既に事業完了している場合は、原則として貸付対象とはなりません。必ず事業を行う前にご相談ください。

3 農業制度資金の併用・目的外使用はできません

同一の事業について、二つ以上の農業制度資金を併せて利用することはできません。

また、貸付金は事業計画のために使用するものであり、それ以外の用途に使用することはできません。

4 計画を変更する場合は関係機関に相談してください

事業内容を変更するには、一定の条件を満たす必要があります。やむを得ない事情で変更したい場合は、必ず事前にご相談ください。

5 経理状況を明確にしてください

事業にかかる支払先からは必ず見積書、納品書、請求書、領収書等を受け取ってください（この領収書等が事業費支払の証拠書類となります）。当該書類及び工事契約書等は返済が完了するまで、借入関係の書類とともに保管してください。

また、事業の経理状況を明確にするため、借入者名義の別段預金口座等を活用し、自己資金を含めた資金の受入・支払等の記録が、その都度通帳に残るようにしてください。

6 事業完了後は、速やかに実績報告を提出してください

事業完了後、値引き等実績事業費の減少により、貸付額が貸付限度額を上回ることになった場合は、繰上償還等所定の手続が必要となります。

7 最新の貸付利率は、県ホームページでご確認いただけます

URL : https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/nogyo/ninaite-ikusei/c11419/index_4466.html

岐阜県農業制度資金

検索



資金に関するお問合せ先

～最寄りの取扱融資機関・市町村又は次のところへ～

○ 県農林事務所

- ・岐阜農林事務所 058-213-7904（直通）
- ・西濃農林事務所 0584-73-1111（代表）
- ・揖斐農林事務所 0585-23-1111（代表）
- ・中濃農林事務所 0575-33-4011（代表）
- ・郡上農林事務所 0575-67-1111（代表）

- ・可茂農林事務所 0574-25-3111（代表）
- ・東濃農林事務所 0572-23-1111（代表）
- ・恵那農林事務所 0573-26-1111（代表）
- ・下呂農林事務所 0576-52-3111（代表）
- ・飛騨農林事務所 0577-33-1111（代表）

○ 岐阜県信用農業協同組合連合会営業部

058-276-5175

○ 岐阜県農業信用基金協会

058-276-5253

○ (株)日本政策金融公庫岐阜支店農林水産事業

058-264-4855

編集・発行／岐阜県農政部農業経営課 農業共済・金融係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL.058-272-1111（代表）内線4085・4086